

学長団体交渉の成果と問題点

無期転換で前進

〈地域手当6%〉は引き継ぎ 続きで当局を追及

左欄は、今年3月13日の学長との団体交渉のまとめです。とくに、賃金面での当局のかたくな姿勢が目立ちます。

たもの更新や教育研究費の配分。どうしても必要なものは何か、どこまで必要なものなのかとか含めて検討している」と回答。教職員の給与は、どうしても必要なものではないのか。大学当局の経営者としての資質が問われるものであり、三重大をどこに導こうとしているのか、その戦略性について、教職員組合は、引き

続きこの問題で、しつこくとりこんでいきます。これに対して水道水については、かなり共通の認識

ができてきました。とくに、日頃生活要の水としてしか利用していない人文学部関係者としては、この水を実

験用を利用した場合にどのような問題が発生するのかについて、認識を新たにすることもできました。

矢崎・前企画総務部長が「2018年3月の現給保障期間の終業後に地域手当増額の検討を開始する」と約束したことを受けて、組合側は「具体的に何をほじたのか」と問うと、「教育研究環境など、古くなっ

ます。教職員組合は、引き

毎日新聞4月27日付けによると、長崎大が「法の趣旨にのっとり原則無期転換する」としつつ、複数の有期職員を直前の3月末で雇

止めていたといえます。長崎大学も、三重大と同様に有期雇用教職員の無期転換権を保障する就業規則を作成していました。

この事実を、いくら学内で立派な規定を設けても、学内の運動がないかぎり、絵に描いた餅になることを示しています。

無期転換 せつかく良い就業規則つくっても運用面で「雇止めを強行」長崎大

学長との団体交渉のまとめ

地域手当

組合 地域手当は、2014年の給与制度の総合的見直しによる不利益変更の際の団体交渉に際して、当時の矢崎企画総務部長から、「2018年3月の現給保障が切れた時点で検討を開始する」という回答があった。具体的に、どういうことをされているのか。

尾藤 教育研究環境など、古くなったものの更新や教育研究費の配分。どうしても必要なものは何か、どこまで必要なものなのかとか含めて検討している。

組合 地域手当はどうしても必要なものではない？

水道水

尾藤 水質は水道法上の水質基準の範囲。井戸水を研究に用いる際に、必要な研究室についてはメンテナンス費用を負担する。現在35研究室ほど。新任の教員からも申請書を出していただければ対応している。

組合 多少改善された？。

尾藤 あまりかわらない。

組合 35の研究室への補助と差し引きしてどれくらい大学の節約になるのか。

事務 実利益は35の研究室への補助を差し引くと70万。

組合 病院でこんな水を使ってはいけないのでは？

事務 病院は市水にかえた。

無期転換

組合 労働条件通知書の契約期間は、結果的に残したままか。

契約書そのものの有効期間も書かないということではよろしいか？

木村課長 書きません。

組合 今「書きません」と木村さんがいわれた。よろしく願います。

ブラックバイト対策

「……学生委員会では「入学後半年は生協ではアルバイトを紹介しない」というルールを撤廃することとしました。細かい運用につきましては、4月の1回目の学生委員会で決定されることになっています(井上委員)」